

【コモン・ロー裁判所の管轄事件の拡大に対する封建領主の抵抗】

Provisions of Oxford (1258)——大法官は国王評議会の同意なく先例なき訴訟開始令状を発給することが禁じられた。

【コモン・ロー：訴訟方式（一般的な民事訴訟というものはなく、事件の類型毎に訴訟の進め方が異なる多くの訴訟方式があった）ごとに規定される審理方法や判決の効力】

土地の所有権（単純封土権 fee simple）をめぐる訴訟—原則として決闘（champion の利用可）、被告の選択によって grand assize

金銭債務訴訟、動産返還請求訴訟—雪冤宣誓（compurgation; wager of law—被告が自分に金銭ないし動産を支払・返還する債務がないことを宣誓し、11人の宣誓補助者が被告の宣誓の信憑性を肯定する証言をすれば被告が勝訴）；

不法行為訴訟—陪審

判決の効力——強制執行の対象となるものは何か（動産に限られるか、不動産も含まれるか、など）

【エクイティ】

対人的な救済——信託の例。

【コモン・ローとエクイティ】本来は法を運用した裁判所の違いによる区別であったが、現在では裁判所がコモン・ローとエクイティで分れていることは少ない。イギリスでは1875年に統合され、アメリカでは1848年のニュー・ヨーク州での統合を皮切りに統合が進む。

・エクイティの救済方法

特定履行——不作為を命じる特定履行もある。

差止命令——mandatory injunction, prohibitory injunction

(d)具体的法思考——比較と類推・区別による法的推論

大陸法のように「法（律）→事実→結論」の演繹的な推論をしない。

すでに先例が存在する事件との異同に着目する推論。「事実→結論→法」という帰納的推論。

(e)訴訟中心主義

判例法——個々の請求について、どのような事実的要件があればどのような判断を裁判所が下すか、の集積。訴訟における要件・結果が注目される。

訴訟方式——事件の類型毎に定められた訴訟上の要件・効果を定める。

抽象的な原理・原則の発展しにくい制度であった。

(3)陪審制度

(a)概説

【陪審の人数と評決の成立に必要な多数】

・民事小陪審——12人：37州，6人：8州（& D.C.），8人：4州，7人：1州。

——全員一致：21州（& 連邦・D.C.），3/4：15州，5/6：13州，2/3：1州。

・刑事小陪審——重罪についてはほとんどの州と連邦で12人全員一致。

・刑事大陪審——23人から5人まで多種多様，必要多数についても多種多様（連邦16～23人，12名の同意が起訴に必要）。

【陪審の起源】9世紀初頭のフランク王国——チャールズ大帝（フランク王国国王在位768-814；西ローマ帝国皇帝在位800-814）の息子ルイ敬虔王（Emperor Louis the Pious；フラン

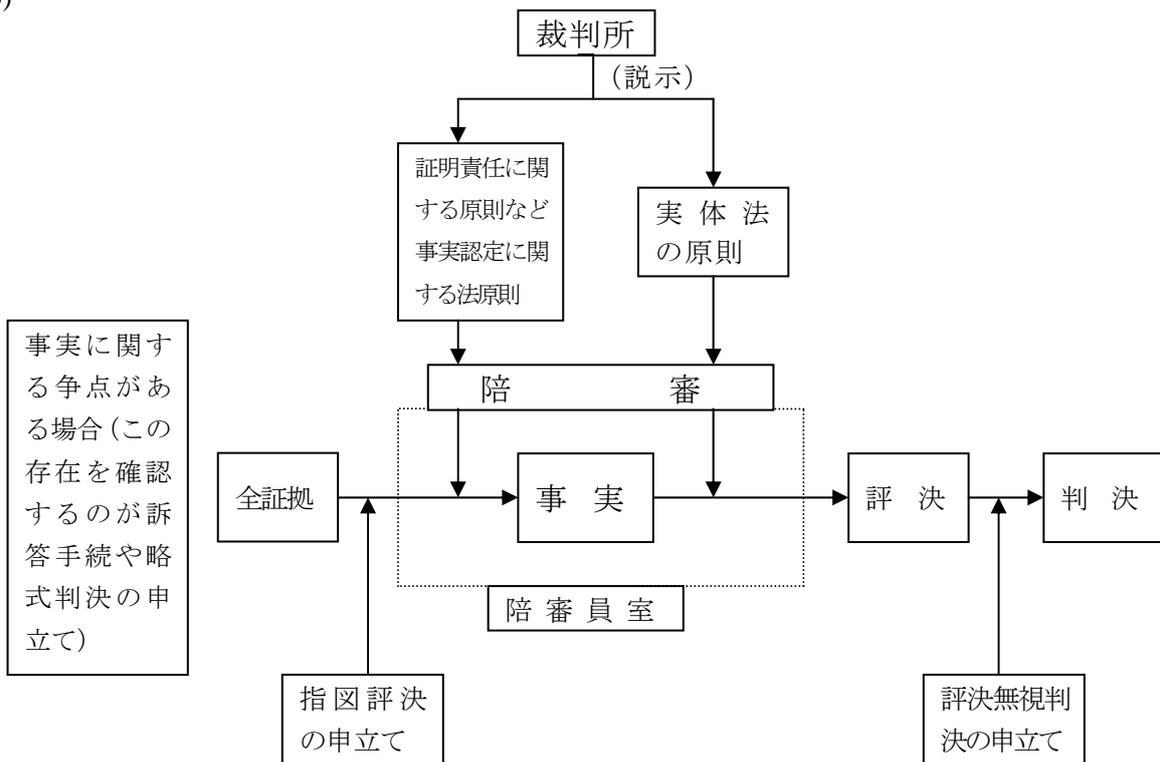
ス・ドイツ国王、西ローマ帝国皇帝在位814-840)が、向後、国王の権利は、(何が慣習上の国王の権利であるかについて)、証人の提出によってではなく、その地域のもっとも優れた、もっとも信頼し得る人々の、宣誓による証言によって確認されるべきことを定める命令を下した(829)。

【Domesday Book (1085-86)】北部の一部を除いてイングランド全土にわたる土地調査の記録集。王権と国の税源とを明確に定める目的で作られた。地方に派遣された調査官が、地元住民に宣誓のうえ証言させる方法で土地に関する情報を収集した。

ウィリアム I の役人は次のように命じられた。

「州長、すべてのバロン、彼らのフランス人の宣誓、及びすべての百戸邑について、僧侶、百戸邑長、及びあらゆる村区からの6人の隷農の宣誓に基づいて、荘園の名称は何であるか、エドワード懺悔王の時代には誰が保有していたか、現在は誰が保有しているか、面積はどれだけあるか、鋤はどれだけあるか、自由人は何人いるか、隷農は何人いるか、その価値はいくらであったか、現在はいくらか、これらすべてを、エドワード懺悔王の時代、ウィリアム征服王がそれを与えたとき、及び現在の三時期について、調査せよ。」

(b)



(c) Jury nullification (陪審による法の無効化) ——陪審が、裁判官の説示によって示された法自体を不正であると判断するか、あるいは被告人に対してそのような法を適用すれば著しく正義に反すると考える場合に、有罪とする事実があるにも拘らず、被告人を無罪釈放すること。

陪審制の意義は、社会一般の価値観や正義感を裁判制度に反映させること、とする見解によっては支持される。